

マンガで学ぼう！「選挙」

～ 講師 福島のぞみ ～





あなたの一票が未来をつくる!

選挙について学ぶ前に・・・
みなさん、若者の投票率はどのくらいだと思いますか？



平成28年7月に第24回参議院議員通常選挙が行われ、この選挙から選挙権年齢が18歳以上に引き下げられました。

そのなかで、本県における全世代を通じた投票率は57.12%でしたが、**10代の投票率は41.39%、20代の投票率は33.55%**でした。

よく、「棄権するのも権利だ。」ということをお聞きしますが、本当にそれで良いのでしょうか？

政治は、経済、教育、文化あるいは社会福祉など、みなさんの生活のありとあらゆる面に密接に結びついています。

将来の日本を担うのは、みなさんです。自分たちの未来は、自ら築いていかなければなりません。そのためには、みなさんの声を政治に届ける必要があります。

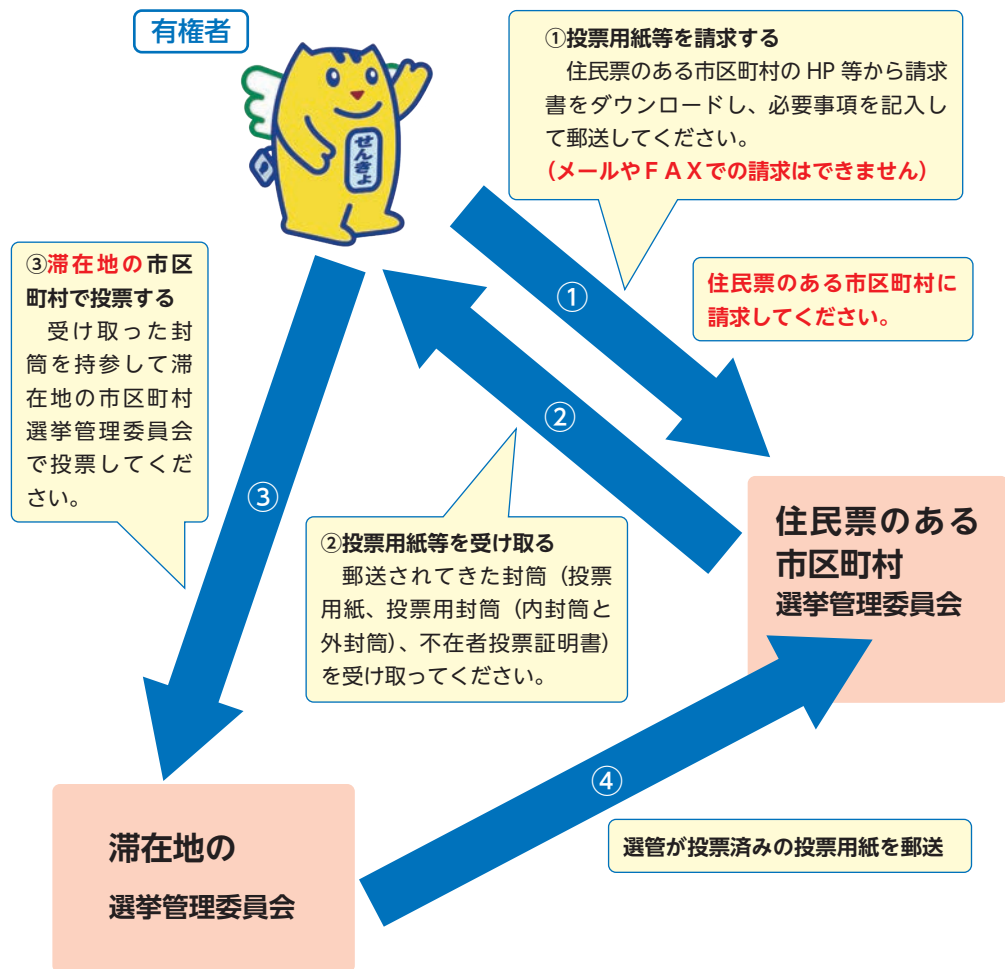
「選挙」は、政治に参加できる手段として、みなさんに与えられた数少ない機会の1つです。“用事がある”、“関心がない”、“どうせ行っても意味がない”なんて言わないで、みなさんの将来のため、みなさんが住んでいる地域のためにもぜひ、積極的に投票しましょう！



不在者投票制度を活用しましょう!

仕事や旅行などで、投票日当日に投票所に行けない人は期日前投票を利用することで投票ができます。

一方で選挙期間中、**住民票のある市区町村以外に滞在しており、投票所に行けない人**は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で「不在者投票」ができます。



※請求し、送付されてきた投票用紙等は、そのまま**何も記入せずに滞在地の市区町村選挙管理委員会に持参してください。**

※滞在地の市区町村から住民票のある市区町村に投票済の投票用紙を送る必要があるため、**余裕を持って早めの投票をお願いします。**



(1) 投票日当日の投票

投票日は日曜日になることが一般的で、投票時間は原則として、午前7時から午後8時までです(投票時間は各市区町村が決定します)。

投票は一定の住所範囲(投票区)ごとに分けて行うため、入場券に記載されている投票所で投票します。

※入場券に記載されていない投票所では投票できません!

(2) 期日前投票

投票日当日に用事のある方は、「公示日(告示日)の翌日から投票日の前日まで」の間に、期日前投票ができます。**仕事、学業だけでなく遊びに出かける予定でも利用できます。**

- 投票時間は、原則として、午前8時30分から午後8時までです。
- 期日前投票は、「上記(1) 投票日当日の投票」と異なり、居住する市区町村において、**期日前投票所が複数設けられている場合、どの期日前投票所でも投票できます。**



～進学や就職等で引っ越しをした際には必ず住民票を移しましょう!～

選挙で投票するためには、「選挙人名簿」に登録されることが必要です。

選挙人名簿への登録は、住民票のある市区町村で行われます。

このため、**進学や就職等で実家を離れる場合は、引っ越し先の市区町村へ住民票の届け出が必要です。**

また、**国政選挙であれば、住民票を異動して間もない場合でも、不在者投票を利用することで投票ができます。**



候補者や政党の情報はこうして得る!

選挙権を得たといっても、誰が立候補しているか、その候補者の主張がどのようなものが分からなければ、自分の意見を正しく政治に反映させることはできません。実は候補者の情報を知る手段は、こんなにたくさんあるのです!

インターネット

HPやフェイスブック、ツイッター、LINE、YouTube、動画共有サービスなど、手軽に情報収集できる。また、選挙管理委員会のHPにも候補者の情報が載っている。

街頭演説

駅前や商店街など人が多く集まる街頭で候補者が有権者に直接政策を訴えるもの。候補者の人となり、熱意などを感じ取れる。

マニフェスト

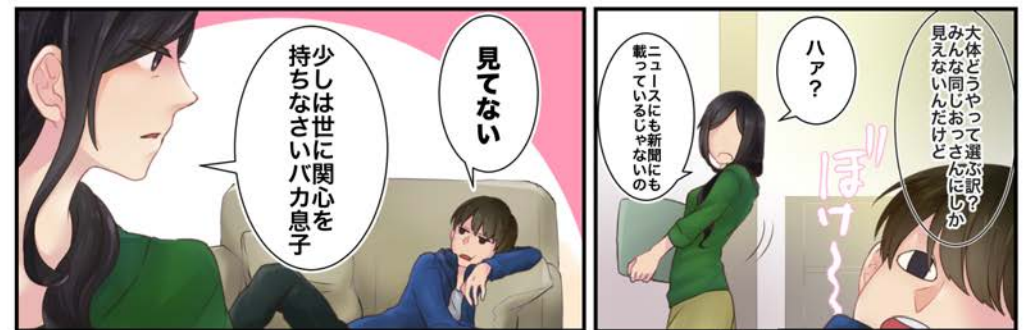
当選したら、どんなことを実現させるかを発表するもの(選挙公約)。パンフレット等で無料配布されている。

選挙公報

投票日の2日前までに、各世帯に届けられる、新聞に似た印刷物。候補者の政策やプロフィールなどが掲載されている。

政見放送

テレビやラジオを通じて候補者が意見や考えを訴えるもの。





意外と身近にある選挙違反

買収罪

票の獲得のために金銭や物品を渡す、接待を行うことは禁止されています。約束するだけでも違反となります。また、買収に応じたり、促したりした場合も違反となります。

選挙妨害罪

有権者や候補者などへの暴行や脅迫、集会や演説の妨害、ポスターを破り捨てる(選挙の自由妨害罪)、候補者の職業や経歴などに関する虚偽事項の公表、偽名による通信(虚偽事項公表罪)などはいずれも犯罪行為です。

選挙にはその他にもたくさんのルールがありますが、その多くには罰則があり、違反すると処罰されることがあります。

また、インターネット等を利用した選挙運動が平成25年より一部利用可能となりました。インターネットを使った選挙運動では、知らないうちに違反となる選挙運動をしてしまうケースもあります。

選挙の際には、注意しましょう。



選挙運動で気をつけたいこと ~SNS編~

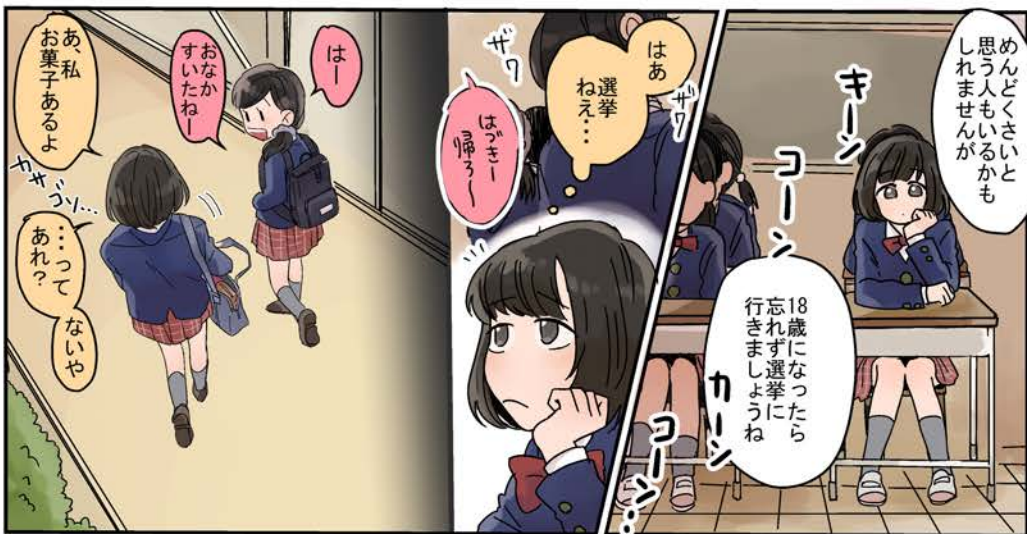
はづき(17)

ゆり(18)

...というところで
皆さんも有権者に
なります

選挙とか難しい
ことばかりで
分らない。お菓子が好き。

政治に興味があり、
今度の選挙で
投票に行くのを
楽しみにしている。

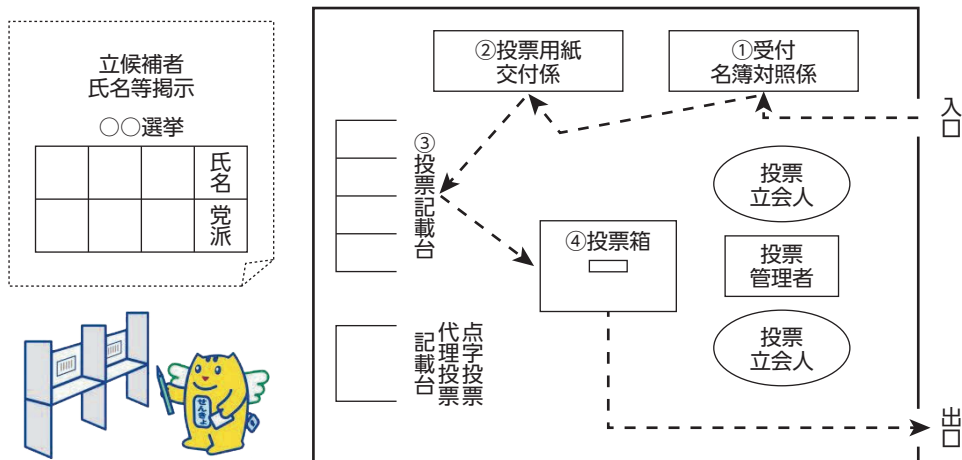


みなさん、選挙について分かってもらえたかな？
最後に、実際の投票所での流れを見てください。



投票所(期日前投票所)へ行って投票しよう!

入場券で投票日、投票時間、投票所等を確認したら、投票に行きましょう!
投票所(期日前投票所)は、下図のようになっており、①～④の流れで投票を行います。

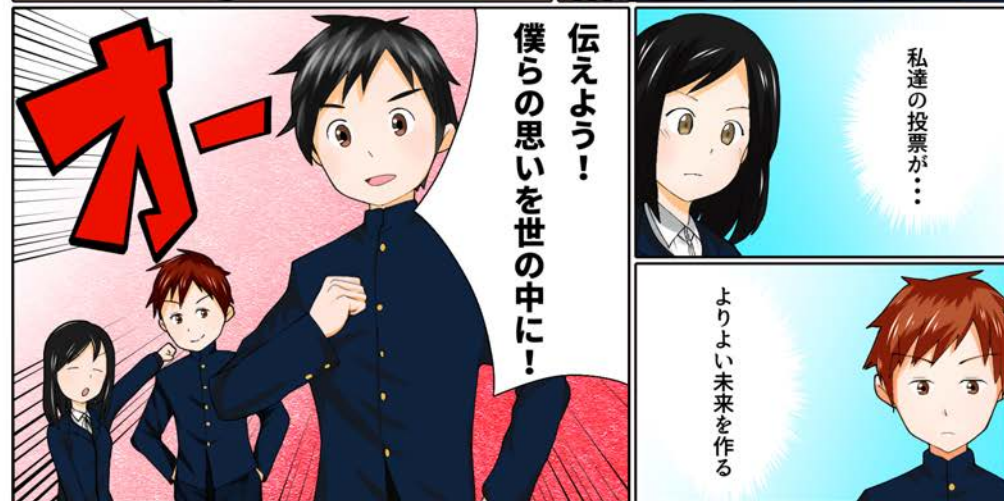
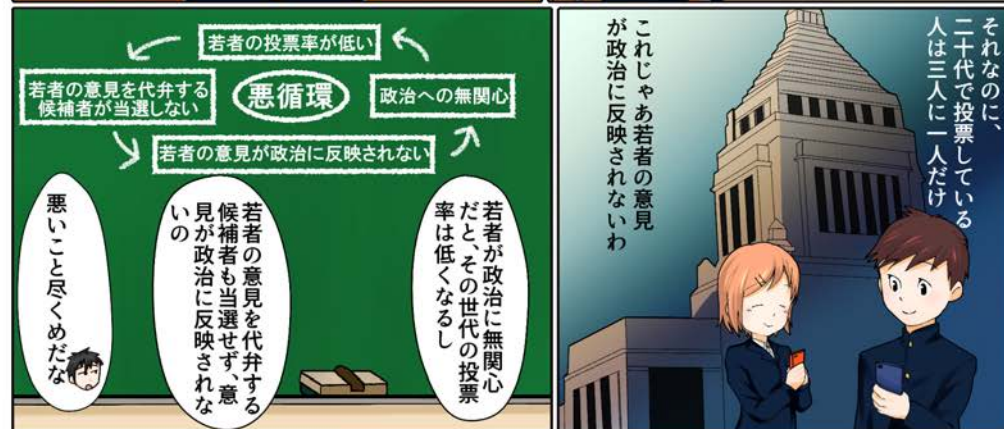
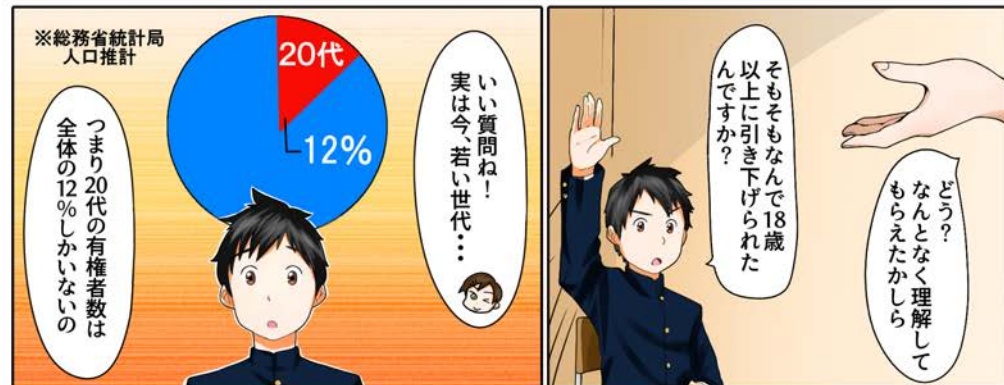


①「受付・名簿対照係」に入場券を提示して受付(本人確認)

②「投票用紙交付係」から投票用紙が交付されるので受け取る

③「投票記載台」で投票用紙に候補者の氏名を記入
※ 衆議院比例代表の場合は政党名を記入
※ 参議院比例代表の場合は候補者の氏名又は政党名を記入
※ 記載台の正面に、候補者の氏名等が掲示されていますので、投票用紙に候補者の氏名等を正確に記入してください。

④投票用紙を「投票箱」に入れる



あなたの明日のために その一票が大切です



福島県選挙管理委員会
福島県明るい選挙推進協議会

協力 国際アート&デザイン大学校